

第3章 質問状と日本実務回答例

以下は、各国法律事務所事前に送付した質問状(アンケート)の全文である。

各国法律事務所からの回答内容のレベルを揃えるために、この質問状に対する「日本商標法と実務」についての回答例を作成し提示した(「黒塗りの四角」が該当項目であることを示し、ゴシック斜字体が具体的な回答コメントである)。

「アジア諸国の商標制度・運用に関する調査研究」アンケート

貴国の商標制度について、以下の点についてご回答ください。

1. 商標法関連法規

1 - 1. 現行商標法および商標規則等

日本においては、商標制度に関する法令として、商標法、商標法施行令、商標法施行規則等があります。貴国において、現在施行されている商標法および規則等の名称と施行年月日を教えてください。英訳されたものがある場合には、該当する箇所にチェックをしてください。

(名称) 商標法 (施行年月日) 1960.04.01 最新一部改正 2002.09.01 英訳あり

(名称) 商標法施行令 (施行年月日) 1960.04.01 最新一部改正 2002.07.01 英訳あり

(名称) 商標法施行規則 (施行年月日) 1960.04.01 最新一部改正 2002.07.19 英訳あり

(名称) 商標登録令 (施行年月日) 1960.04.01 最新一部改正 2001.01.06 英訳あり

(名称) 商標登録令施行規則 (施行年月日) 1960.04.01 最新一部改正 2001.10.02 英訳あり

1 - 2. 近々、前記現行法規の改正が予定されていますか？

はい

(1) 改正予定項目(名称)とその概要を教えてください。

予定項目(名称)

--

概要

(2) 改正予定時期を教えてください。

(施行予定)

いいえ

2. 商標法と実務

2-1. 定義

(1) 商品および役務の定義

商品および役務は商標法で定義されている

(定義を記載してください。)

その他において定義されている

何によって定義されていますか？ (例：判例、学説等)

()

(定義を記載してください。)

定義はない (日本国特許庁の商標解説においては、*「商品とは、商取引の目的たりうべき物、特に動産をいう」としており、一方「役務とは、他人のために行う労務または便益であって、独立して商取引の目的たりうべきものをいう」としています。ただし、近年、コンピュータプログラムのような無形なものも商品の対象として扱っています。*)

(2) 商品商標および役務商標の定義

商品商標および役務商標は商標法で定義されている

(定義を記載してください。)

日本国商標法においては、「商標」とは、以下のように定義されています。「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し、または譲渡する者がその商品について使用するもの、業として役務を提供し、または証明する者がその役務について使用するもの」とあり、 が商品商標、 が役務商標

(サービスマーク)となります。

その他において定義されている

何によって定義されていますか？（例：判例、学説等）

（）

（定義を記載してください。）

定義はない。

(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

このニース協定改定作業部会で商品・役務に“electrical energy”、“energy generated by nuclear fusion”、“presentation of goods on communication media, for retail purposes”が追加されましたが、貴国ではどのように対処されていますか？ またはどのように対処される予定ですか？（例：法改正の検討を行っている）

日本においては、現在「電気エネルギー」、「原子力エネルギー」については、第39類において「電気の供給」、「原子力による電気の供給」として取り扱っており、今後の対処についてはこれから検討されるところです。“presentation of goods on communication media, for retail purposes”については、第35類において取り扱っています。

(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」

ガス管を通じてのガスの小売り、水道管を通じての水の小売りは、商品または役務に含まれますか？

商品に含まれる

役務に含まれる（日本においては、現在、役務(それぞれ第39類「ガスの供給」、「水の供給」)として取り扱っています。）

商品にも役務にも含まれない

将来含める予定はありますか？

ある（年月に含める予定）

商品に含める 役務に含める

ない

その他（具体的に： _____ ）

(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)

一般的な商品の小売りは、商品または役務に含まれますか？

商品に含まれる

役務に含まれる

商品にも役務にも含まれない*(現在、日本においては、「商品の小売り」は、商品にも、役務にも含まれません。)*

将来含める予定はありますか？

ある（ _____ 年 _____ 月に含める予定）

商品に含める _____ 役務に含める _____

ない

その他（具体的に： *なお、商品の小売りについては、将来に向けて現在検討中です。*）

(6) 「ビル等の不動産」(real estate)

ビル等の不動産は、商品または役務に含まれますか？

商品に含まれる

役務に含まれる

商品にも役務にも含まれない

将来含める予定はありますか？

ある（ _____ 年 _____ 月に含める予定）

商品に含める _____ 役務に含める _____

ない

その他（具体的に： *移動の不可能な不動産であっても、建売住宅や造成された宅地のように、流通の対象となり代替性が認められ、取引上広告等において商標により自他の供給品を識別しうるものであれば、商標法上の商品として取り扱う実益も生ずるといった見解もあります。*）

(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」

通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラムは、
商品または役務に含まれますか？

商品に含まれる (我が国では、商品(第9類)として取り扱っています。)

役務に含まれる

商品にも役務にも含まれない

将来含める予定はありますか？

ある (年 月に含める予定)

商品に含める 役務に含める

ない

その他 (具体的に :)

(8) 商標の保護対象拡大

下記のうち、商標法上、保護対象として認められているものはありますか？

認められているものにチェックを入れてください。

サービスマーク

立体

音響

匂い

味

単色

色の組み合わせ

ホログラム

動く標章

2 - 2 . 商標制度の概要

(1) 実体審査(substantive examination)

審査段階において、商標の登録要件(例えば、識別力の有無、先行商標との類似性、商標の使用の有無)について審査を行う実体審査主義を採用していますか？

はい(識別力の有無、先行商標との類似性について実体審査を採用)

いいえ

その他(具体的に:)

(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)

抵触する出願があった場合に、先に出願されたものを優先して登録しますか？

それとも先に使用されているものを優先して登録しますか？

先に出願されたもの(先願主義)

先に使用されたもの(先使用主義)

その他(具体的に:)

(3) 同意書制度(コンセント、consent)

同意書制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい(商標法 条)

いいえ(何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。)

貴国における同意書制度の概要を教えてください。

いいえ(我が国には、「先行している他人の登録商標と抵触する商標登録出願について、当該他人の同意(コンセント)があれば、その先行登録商標をもってはこの商標登録出願を拒絶しない制度」であるコンセント制度は採用していません。)

(4) 権利不要求制度(ディスクレーマー、disclaimer)

権利不要求制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい（商標法 条）

いいえ（何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。）

貴国における権利不要求制度の概要を教えてください。

いいえ（我が国には、「識別力を有する部分(A)と識別力を有しない部分(B)とからなる商標(A+B)について、識別力を有しない部分について権利を要求しない旨宣言することを条件として登録を認める制度」である「権利不要求制度」は採用していません。）

(5) 連合商標制度(associated trademarks)

類似する複数の登録・出願について、同一名義人の場合に限り、これらの商標を互いに関連ある商標(associated trademarks)として登録する制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい（商標法 条）

いいえ（何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。）

当該制度の概要を教えてください。

いいえ（1997年に廃止しました。）

(6) 団体商標制度(collective trademarks)

団体商標制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい（商標法第7条）

いいえ（何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。）

団体商標制度の概要を教えてください。

事業者を構成員にする団体(公益社団法人、特別の法律により設立された法人格を有する組合、これらに相当する外国の法人)が、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができます。なお、日本の団体商標は、基本的には、手続、登録要件、効力とも通常の商標の場合と、変わりありません。

いいえ

(7) 証明商標制度(certification trademarks)

証明商標制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい（商標法 条）

いいえ（何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。）

証明商標制度の概要を教えてください。

いいえ

(8) 保証商標制度(guarantee trademarks)

保証商標制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい（商標法 条）

いいえ（何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。）

保証商標制度の概要を教えてください。

いいえ

(9) 一出願一商標制度

日本では一つの出願で一つの商標のみが出願できる制度を採用していますが、貴国ではこのような制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい（商標法第6条）

いいえ（何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。）

いいえ

一出願一商標の制度を採用していない場合、その制度の概要を教えてください。

(10) 出願公開制度

商標出願を登録する前に公開する制度が採用されていますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい（商標法第12条の2）

いいえ（何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。）

出願は出願日から約何月後に公開されますか？

(出願から約1月以内には公報にて公開されております。)

いいえ

(11) 異議申立制度

商標出願を、付与前異議の申立てを可能とすることを目的として公開する出願公告制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい(商標法 条)

いいえ(何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。)

出願日から約何月後に公告されていますか？

()

いいえ(1997年に廃止し、現在の付与後異議申立制度に移行しました。)

(12) 公報の発行

どのような種類の公報が発行されていますか？発行されているものにチェックをしてください。

公開公報(上記(10)に関して公開される公報)

次のうちどれによって発行されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他()

何語で発行されていますか？

(日本語)

公告公報(上記(11)に関して公開される公報)

次のうちどれによって発行されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他()

何語で発行されていますか？

()

登録公報

次のうちどれによって発行されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他()

何語で発行されていますか？

(日本語)

その他(具体的に：商標書換登録公報 国際商標公報 公開国際商標公報 審決公報)

次のうちどれによって発行されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他()

何語で発行されていますか？

(日本語)

(13) 情報提供

他人が出願した商標出願について、拒絶理由等を発見した者が、その拒絶理由等に関する情報を、審査官等に対して提供する制度を採用していますか？

はい

商標法で規定されている制度ですか？

はい(商標法施行規則第19条)

いいえ(何によって規定されていますか？あるいは運用で行っているのですか？状況を教えてください。)

その概要を教えてください。

何人も、特許庁長官に対して、他人の商標登録出願について、それが登録できないものである旨の情報を提供できます。

いいえ

(14) 周知著名商標の保護

貴国において周知・著名な商標は、どのように保護されていますか？該当するものにチェックをし、その概要について教えてください。

周知・著名な商標と認定されれば、その商品・役務と非類似の商品・役務であっても、当該商標と同一のまたは類似する商標の登録を排除する。

どのように排除していますか？ また、根拠となる条文を教えてください。

非類似商品・役務について周知・著名商標と出所の混同のある場合には、「他人の業務に係る商品または役務と混同を生ずる虞がある商標」を登録拒絶事由とする第4条第1項第15号を根拠として登録を拒絶します。また、日本国内または外国でのみ周知・著名な商標の出願については、「他人の業務に係る商品または役務を表示するものとして日本国内または外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一または類似の商標であって、不正の目的をもって使用するもの」を登録拒絶事由とする第4条第1項第19号を根拠として登録を拒絶します。

周知・著名な商標と認定されれば、その商品・役務と非類似の商品・役務であっても、当該商標と同一のまたは類似する商標の使用を禁止する。

どのように禁止していますか？ また、根拠となる法令や条文を教えてください。

日本において、周知・著名商標の無断使用を禁止する規定としては、不正競争防止法があり、「他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同若しくは類似の商品等表示を使用し、……他人の商品または営業と混同を生じさせる行為」(第2条第1項第1号)、「自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同若しくは類似のものを使用……する行為」(第2条第1項第2号)を不正競争行為と定めており、かかる行為は差止請求(第3条)や損害賠償請求(第4条)および信用回復措置(第7条)の対象とされます。また第1号については罰則(第14条)の適用対象ともなっています。

その他(上記の登録排除、使用禁止以外に)

どのように保護していますか？ また、根拠となる法令や条文を教えてください。

日本国商標法において、周知・著名商標の保護に関しては、防護標章制度(第64条)が設けられており、需要者の間に広く認識された登録商標について、指定商品・役務と非類似の商品・役務に使用されると出所の混同を生ずる虞のある場合、当該非類似の商品・役務につき防護標章登録を認め、他人が同一商標を使用することを禁ずる権限を与えることとしています。

貴国以外の一つの国で周知・著名であるが、貴国では周知・著名でない商標であっても、貴国で保護していますか？

はい

どのように保護されていますか？ で回答した例に従って、概要を教えてください。

他人が、外国でのみ周知・著名な商標を出願してきた場合、商標法第4条第1項第19号(他人の業務に係る商品または役務を表示するものとして日本国内または外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一または類似の商標であって、不正の目的をもって使用するもの)により、他人の商標登録出願が拒絶されます。

いいえ

貴国以外の複数の国で周知・著名な商標であるが、貴国では周知・著名でない商標であっても、貴国で保護していますか？

はい

どのように保護されていますか？ 　で回答した例に従って、概要を教えてください。

他人が、外国でのみ周知・著名な商標を出願してきた場合、商標法第4条第1項第19号(他人の業務に係る商品または役務を表示するものとして日本国内または外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一または類似の商標であって、不正の目的をもって使用するもの)により、他人の商標登録出願が拒絶されます。

いいえ

周知・著名商標の認定基準はどのようなものですか？

周知・著名商標の認定基準としては、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとしています。 実際には使用している商標ならびに商品または役務、使用開始時期、使用期間、使用地域、生産、証明若しくは譲渡の数量または営業の規模(店舗数、営業地域、売上高等)、 広告宣伝の方法、回数および内容。なお、日本国特許庁では、商標審査基準の中で、日本において防護標章登録されている登録商標や、審決または判決において需要者の間に広く認識された商標と認定された商標については、その登録または認定に従い需要者の間に広く認識された周知・著名な商標と推認して取り扱っています。

周知・著名な商標の収集整備状況について、以下のうち該当するものにチェックしてください。

国内で周知・著名な商標については収集整備している。

どこが整備していますか？

特許庁(日本国特許庁では、日本において防護標章登録されている登録商標や、審決または判決において周知・著名なものとして認定された登録商標を対象とした、「日本国周知・著名商標」リストをインターネットにおいて公開しています。(毎年四半期ごとに更新。))

その他(AIPPI・JAPAN(日本有名商標集))

指定商品・指定役務の表示方法（どの程度まで包括表示が認められるか）について教えてください。

次の表示は認められますか？ 該当する箇所にチェックしてください。

- (a) 機械器具（国際分類第9類）
認められる 認められない
- (b) 電子応用機械器具（国際分類第9類）
認められる 認められない
- (c) 電子計算機（国際分類第9類）
認められる 認められない
- (d) 電子計算機の部品（国際分類第9類）
認められる 認められない

包括的な表現は認められていますか？

- 認められる
認められない

(a) どのような場合に包括的な表現だと判断されますか？

包括的な表現で認められるものとしては、
第1類 化学品
第25類 被服

(b) 包括的であるとして認められなかった表現の例をいくつか挙げてください。

第2類 全ての商品
第29類 食肉、その他本類に属する商品
第35類 全ての役務
第39類 貨物車による輸送、その他本類に属する役務

包括的な表現であること以外に、表示方法に関して何らかの制限はありますか？

ある

どのような制限ですか？ また、それに該当する例がありましたらいくつか挙げてください。

例えば、
複数の区分に属する可能性のある商品または役務を以下のような表示をもって指定商品または指定役務とするもの。

第5類 衛生マスクおよびこれらの類似商品
第40類 廃棄物の処理およびその関連役務
商品および役務の区分が2以上である場合は、商品および役務の区分ならびに指定商品または指定役務を、区分ごとに分けて記載していないもの。
第1類 第3類 第5類 化学品, 化粧品, 薬剤

ない

指定商品・役務の表示方法について、基準はありますか？

ある(日本国特許庁では、アルファベチカルリスト、商標法施行規則、および類似商品・役務審査基準があります。)

ない

(3) 在外者による商標出願の言語

在外者が貴国に出願をする際に使用できる言語は何ですか？

(日本語(国際登録出願については英語))

(4) 在外者による出願の代理人指名

在外者が貴国に出願をするときには貴国の代理人を指名する必要がありますか？

ある

在外者が指名する代理人の要件を教えてください。

日本においては、在外者の場合、その者の商標に関する代理人であり、日本国内に住所または居所を有するものによらなければ、手続等を行うことができません。

この要件は、国内の出願人が指名する代理人の要件と異なりますか？

はい

当該要件を教えてください。

いいえ

ない

(5) 優先権証明の書類提出時期

優先権を主張して貴国へ出願する時に、その出願と同時に優先権証明書を提出する必要がありますか？

はい

何に基づく要件ですか？

商標法（ 条）

その他（具体的に： ）

いいえ

いつまでに優先権証明書を提出しなければなりませんか？

（日本においては、商標法に基づき、我が国への出願の日から3月以内に提出する必要があります。）

(6) 公証・認証等の必要性

委任状、譲渡証等における署名には公証・認証等が必要ですか？

必要

どの書類における署名に公証・認証等が必要ですか？ 該当するものにチェックをしてください。

委任状

譲渡証

願書

その他（具体的に ）

必要ない

(7) 出願料金体系

日本の出願料金体系は、以下のようになっています。

1つの出願につき6,000円で、1つの区分を指定するごとに15,000円を追加します。従って1区分を指定する出願は6,000円 + 1 × 15,000 = 21,000円。

2区分を指定する出願は6,000円 + 2 × 15,000円 = 36,000円になります。

貴国の出願料金体系を教えてください。

指定商品・指定役務の数により料金は加算されますか？

はい

どのように加算されるか概要を教えてください。また、問題点および注意事項等があれば併せて教えてください。

いいえ

(8) 出願手続における特徴的事項

その他、出願手続に関して特徴的なものがあれば教えてください。

2 - 4 . 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

実体審査において商標が拒絶される理由を全て教えて下さい。(法令集等の写しの貼付等によって回答して頂いても結構です)

商標法第3条 自己の業務に係る商品または役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品または役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品または役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期またはその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏または名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができない商標

商標法第4条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章または外国の国旗と同一または類似の商標

二 パリ条約(1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンでおよび1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同

じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国または商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国または商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同一または類似の商標

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一または類似の商標

四 白地赤十字の標章または赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一または類似の商標

五 日本国またはパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府または地方公共団体の監督用または証明用の印章または記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一または類似の標章を有する商標であつて、その印章または記号が用いられている商品または役務と同一または類似の商品または役務について使用をするもの

六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないものまたは公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一または類似の商標

七 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある商標

八 他人の肖像または他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)

九 政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものまたは外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一または類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)

十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標またはこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務またはこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標またはこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第6条第1項(第68条第1項において準用する場合を含む。))の規定により指定した商品または役務をいう。以下同じ。)またはこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十二 他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品または指定役務について使用をするもの

十三 商標権が消滅した日(商標登録を取り消すべき旨の決定または無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。)から1年を経過していない他人の商標(他人が商標権が消滅した日前1年以上使用をしなかつたものを除く。)またはこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務またはこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十四 種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一または類似の商標であつて、その品種の種苗ま

- たはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品または役務と混同を生ずる虞がある商標(第10号から前号までに掲げるものを除く。)
- 十六 商品の品質または役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章または世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒または蒸留酒について使用をするもの
- 十八 商品または商品の包装の形状であつて、その商品または商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標
- 十九 他人の業務に係る商品または役務を表示するものとして日本国内または外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一または類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

商標法第8条

2 同一または類似の商品または役務について使用をする同一または類似の商標について同日に2以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた1の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

5 第2項の協議が成立せず、または前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた1の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

商標法第51条

2 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から5年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務またはこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標またはこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

商標法第53条

2 当該商標権者であつた者または専用使用权者若しくは通常使用权者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から5年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務またはこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標またはこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

商標法第77条

3 特許法第25条(外国人の権利の享有)の規定は、商標権その他商標登録に関する権利に準用する。

特許法第25条

日本国内に住所または居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の1に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

商標法第6条

商標登録出願は、商標の使用をする1または2以上の商品または役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品および役務の区分に従つてしなければならない。

(2) 商標見本に関する職権補正

出願された商標を職権で補正することができますか？

はい

どのような場合に補正するのですか？

補正の例を教えてください。

いいえ

(3) 指定商品・役務に関する職権補正

指定商品・役務について職権で補正することがありますか？

はい

どのような場合に補正するのですか？

指定商品・役務に軽微な誤記等があった場合に、職権で補正することが可能です。例えば、明らかにわかるつづりミスの場合等。

補正の例を教えてください。

第3類「ハンドクリム」を「ハンドクリーム」と補正(長音の有無)。

いいえ

(4) 拒絶理由通知への対応

拒絶理由通知に対して、どのような対応をとることができるか、該当するものにチェックのうえ、その概要を教えてください。

補正書を提出できる

提出できる時期を教えてください。在外者について異なる時期が設定されていれば、それも教えてください。

(日本においては、審査に係属している場合に限り、補正書を提出することができます。特に、在外者に関する規定はありません。)

補正できる内容に制限があれば、その制限の概要を教えてください。

指定商品・役務について、指定商品・役務の拡大および内容の変更をする補正はできません。

例

(1) a,b,c a,b...補正認められる(範囲減縮)

(2) a,b,c a,d...補正認められない(範囲の拡大=内容の変更)

商標については、原則、補正はできません。

制限はない。

意見書を提出できる

提出できる時期を教えてください。在外者について異なる時期が設定されていればそれも教えてください。

(日本においては、商標法において審査官による拒絶理由通知後に、出願人に対し意見書提出の機会を与える旨規定しています。その提出の期間については、拒絶理由通知書発送の日から40日間、在外者については3月間を指定しています。なお、在外者については、請求により1月以内に限り延長可能となっています。)

意見書の内容に制限があれば、その制限の概要を教えてください。

制限はない。

その他の対応ができる。

どのような対応ですか？ 概要を教えてください。

商標登録出願の分割(商標法第10条)、出願の変更(商標法第11条)、期間延長の申請

(5) 拒絶理由に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ

拒絶理由に対して出願人が効果的な対応をするためのポイントおよびノウハウ等があれば教えてください。

例えば、商標法第6条の拒絶理由の対応については、アルファベチカルリストを参考にして、わかりやすい指定商品・役務の表示に則し、明確な表示に補正する等の対応があります。

(6) 審査基準および審査マニュアル

審査基準および運用マニュアルのようなものはありますか？

はい

公表されていますか？

はい(審査基準 審査便覧があります)

次のうちどれによって公表されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他()

何語で公表されていますか？

(紙面(本)=日本語のみ、インターネット=日本語および英語)

いいえ

いいえ

公表の予定はありますか？

はい(年 月公表予定)

次のうちどれによって公表する予定ですか？

紙面 CD-ROM インターネット その他()

何語で公表する予定ですか？

(語)

いいえ

(7) 審査要処理期間

次の期間を教えてください。

出願されてから最初の実体審査の結果（いわゆる“First Office Action”）が出願人（または代理人）に通知・送付されるまでの期間（「FA 期間」とも称される）

（平均約 11 月(2001 年実績)）

この期間について、目標を設定していたら、その目標を教えてください。

（例：1 年 6 月までに First Office Action を行う）

（来年(2003 年)の目標は 9 月。なお、商標法第 16 条および商標法施行令第 2 条は、1 年 6 月以内に拒絶理由(First Office Action)を発見しないときには、登録査定をしなければならない旨を定めている。）

設定していない

出願されてから最後の実体審査の結果が出願人（または代理人）に通知・送付されるまでの期間

（平均約 16 月(2001 年実績)）

この期間について、目標を設定していたら、その目標を教えてください。

（ ）

設定していない

(8) 特徴的な審査手続

日本では、例えば拒絶理由を回避するための補正の方法などについて、出願人が当該出願の担当審査官と面接し相談することができる制度があります。

貴国には、このような制度がありますか？

はい

制度の概要を教えてください。

いいえ

日本では、例えば、出願に係る商標に関して他人が権利侵害している場合などに、出願人が特許庁に対し、早期に審査を行うよう、要求することができる制度があります。

貴国には、このような制度がありますか？

はい

早期に審査を行うよう要求するための要件も含め、制度の概要を教えてください。

いいえ

(9) 審査処理促進のために行われている施策

審査処理促進のために行っている施策について、該当するものにチェックをし、概要について教えてください。

審査官に審査処理件数のノルマを課している。

審査業務の一部を外部へ委託している。

どのような業務ですか？

図形商標審査のサーチレポート作成
絶対的拒絶理由のサーチレポート作成

その他の施策を行っている。

どのような施策ですか？

商標出願書類のペーパーレス化
商標審査業務の機械化
商標審査調査員の採用等

特にそのような施策は行っていない

(10) その他、実体審査に関する特徴的な事項

その他、実体審査に関して特徴的なものがあれば教えてください。

商品・役務の類似範囲をコード化した「類似群コード(Similar Group Codes)」を利用しています。

2 - 5 . 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

我が国では、登録査定の後、商標権を設定するために、以下のような料金の支払いが必要です。66,000 円×区分数。

貴国における料金体系を教えてください。

指定商品・指定役務の数により料金は加算されますか？

はい

どのように加算されるか概要を教えてください。また、問題点および注意事項等があれば併せて教えてください。

いいえ

(2) 更新時の料金

我が国では、商標権の更新の際に、以下のような料金の支払いが必要です。

151,000 円×区分数。

貴国における料金体系を教えてください。

指定商品・指定役務の数により料金は加算されますか？

はい

どのように加算されるか概要を教えてください。また、問題点および注意事項等があれば併せて教えてください。

いいえ

2 - 6 . 異議申立制度

(1) 権利付与前異議か付与後異議か

日本では、商標を登録する前にその出願内容を公開し、公衆の異議申立てを受け付ける制度が過去にありました。

貴国では、このような制度を採用していますか？（いわゆる付与前異議申立制度）

なお、現在、日本では、商標の登録後に、異議申立てを受け付ける制度を採用しています（いわゆる付与後異議申立制度）。

はい（付与前異議申立制度を採用している）

その異議を取り扱う当局はどこですか？（例：特許庁の審査部）

（ ）

異議を申し立てることができる期間を教えてください。

（ ）

いいえ（付与後異議申立制度を採用している）

その異議申立てを取り扱う当局はどこですか？（例：特許庁の審判部）

（特許庁審判部）

異議を申し立てることができる期間を教えてください。

（商標登録公報、国際商標公報発行の日から2月以内）

いいえ（このような異議申立制度は採用していない）

（2）その他、異議申立制度に関する特徴的事項

その他、異議申立制度に関して特徴的なものがあれば教えてください。

3人または5人の審判官による合議体で、審理を行います。

2 - 7 . 審判制度

（1）拒絶査定に対する不服申立制度

次の制度が存する場合はチェックをし、その概要を回答してください。

審査官が行った拒絶の判断に対し、不服を申し立てることができる制度

その概要

(a)その不服申立てを取り扱う当局はどこですか？（例：特許庁の審判部）

（特許庁審判部）

(b)不服申立ての決定について、さらに不服を申し立てることができますか？

はい

さらなる不服申立てを取扱う当局はどこですか？（例：東京高等裁判所、最高裁判所）

（東京高等裁判所）

いいえ

(c)不服の申立てができる期間に制限はありますか？

ある（審決の到達日から30日以内） ない

(2) 不使用取消制度

次の制度が存する場合はチェックをし、その概要を回答してください。

登録された商標が使用されていない場合に、この商標の登録の取消しが請求できる制度

その概要

(a)請求を取り扱う当局はどこですか？（例：特許庁の審判部）

（特許庁の審判部）

(b)何年間使用していないと、取消しを求められますか？

（継続して3年間）

(c)どのような単位で（例：指定商品ごと、指定区分ごと）取消しを求められますか？

指定商品・役務ごと 指定区分ごと 商標権全体

その他（具体的に ）

(d)使用していないことになんらかの理由がある場合、取消しを免れる制度がありますか？

はい

どのような場合に取消しを免れるのですか？

その商標を使用する予定の商品の生産の準備中に天災地変（地震、台風）等によって工場等が損壊した結果、その使用ができなかった場合、
類焼、放火、破壊その他の第三者の故意または過失による場合
時限立法によって一定期間（3年以上）その商標の使用が禁止されたような場合
法令による全面的禁止、許認可手続の遅延、その他の公権力の発動による場合

以上のごとくの正当な理由がある場合には、取消しを免れることができます。

いいえ

(e)審判の決定について、不服を申し立てることができますか？

はい

その不服申立てを取り扱う当局はどこですか？（例：裁判所）

（東京高等裁判所）

いいえ

(f) 取消しを求められている商標の商標権者が、使用していることの証明をすることがあります。この場合、この証明を第三者が閲覧することはできますか？

はい（審判請求人および第三者が閲覧できます。） いいえ

(3) 商標登録無効審判制度

次の制度が存する場合はチェックをし、その概要を回答してください。

登録された商標について拒絶理由を発見した利害関係者が、その登録の無効が請求できる制度

その概要

(a) その請求を取り扱う当局はどこですか？（例：特許庁の審判部）

（特許庁審判部）

(b) 審判の決定について、不服を申し立てることができますか？

はい

その不服申立てを取扱う当局はどこですか？（例：裁判所）

（東京高等裁判所）

いいえ

(c) 不服の申立てができる期間に制限はありますか？

ある（審決の到達日から 30 日以内） ない

(4) その他、特徴的な審判制度

その他、特徴的な審判制度がありましたら教えてください。

--

2 - 8 . 商標権の存続期間と更新登録

(1) 商標権の存続期間

商標権の存続期間はいつから何年間ですか？（日本：登録日から10年）
（ ）

(2) 更新手続・期間等

存続期間は、費用を支払って更新の申請を行うだけで更新されますか？ それとも更新の対象である商標について実体審査を行いますか？

費用を支払って更新の申請を行うだけ（更新期間は10年ごとです）

実体審査を行う

何について審査を行うのですか？（例：商標を使用しているかどうか、品質の誤認を生じているかどうかについて審査を行う）

その他（具体的に ）

日本においては、商標権の満了前6月から満了の日まで更新の手続きが可能です。満了後も、6月以内であれば、倍額の更新料を支払うことにより、更新することが可能です。

貴国の場合はどのような体系になっていますか？ また、在外者にのみ適用される規定があれば併せて教えてください。

2 - 9 . 手数料

以下について公式手数料の支払いが必要ですか？ 該当する項目にチェックをし、金額を教えてください。ただし、手数料一覧表がある場合は、これを提出していただければ結構です。

拒絶理由通知に対する意見書の提出（無料）

手続補正書の提出（無料）

拒絶査定に対する不服の申立て

（1つの申立事件につき15,000円で、1つの区分を指定するごとに40,000円を追加します。従って1区分を指定する申立事件は15,000円 + 1 × 40,000 = 55,000円。2区分を指定する出願は15,000円 + 2 × 40,000円 = 95,000円になります。）

商標が不使用であることを理由に行う商標権の取消しの請求

(1つの申立事件につき15,000円で、1つの区分を指定することに40,000円を追加します。従って1区分を指定する申立事件は15,000円 + 1 × 40,000 = 55,000円。2区分を指定する出願は15,000円 + 2 × 40,000円 = 95,000円になります。)

無効審判

(1つの申立事件につき15,000円で、1つの区分を指定することに40,000円を追加します。従って1区分を指定する申立事件は15,000円 + 1 × 40,000 = 55,000円。2区分を指定する出願は15,000円 + 2 × 40,000円 = 95,000円になります。)

異議申立て

(1つの申立事件につき3,000円で、1つの区分を指定することに8,000円を追加します。従って1区分を指定する申立事件は3,000円 + 1 × 8,000 = 11,000円。2区分を指定する出願は3,000円 + 2 × 8,000円 = 19,000円になります。)

異議申立理由補充 (無料)

委任状の提出 (無料)

その他

手続名	金額
()	()
()	()
()	()

2 - 10 . 使用許諾制度

(1) 通常使用権、専用使用権

日本では、商標法上、商標権の使用許諾について、使用権者がもっぱら使用する権利を有し、商標権者も使用できなくなる専用使用権と、使用権者も商標権者も使用することができる通常使用権の、2種類の使用許諾制度があります。

貴国では、商標法上、どのような種類の使用許諾制度がありますか？

専用使用権

独占的通常使用権

通常使用権

その他

具体的に

(2) 使用許諾の設定登録

貴国では、商標法上、使用許諾を設定登録する制度を採用していますか？

はい いいえ

(3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾

商標権の存続期間を越える使用許諾は認められていますか？

はい いいえ

(4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果

日本においては、専用使用権については、登録をしなければ使用許諾が成立しません。通常使用権については、登録をしなくても使用許諾は契約等によって成立はするのですが、登録をするとその商標権者、専用使用権者、通常使用権者に対してもその効力を生じます。

貴国においては、使用許諾の登録の有無によって法的効果に相違がありますか？ その概要を教えてください。

(5) 使用許諾の設定登録手続

使用許諾の設定登録の要件は何ですか？（例：対価の額の記載、契約証書や許諾証書等の原因書提出の必要性等）該当するものにチェックを入れてください。

（日本においては、使用権の設定の登録を申請する際、設定すべき専用使用権・通常使用権の範囲、登録の原因に対価の額またはその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め、を使用権設定登録申請書に記載しなければなりません。）

対価の額の記載が必要*（ただし、原因書に記載のある場合に限る。）*

契約証書や許諾証書等の原因書の提出が必要

その他

具体的に：

使用権の範囲を記載した書面(商品・役務、地域、期限)

(6) 再使用許諾

再使用許諾は認められていますか？

はい(法律上は、専用使用権者による通常使用権設定のみを規定。ただし、契約自由の原則に照らして、権利者との合意に基づいて、通常使用権者が再使用許諾を行う行為が否定されているわけではありません。なお、この場合には再使用権としての設定登録ができません。)

再使用許諾を登録する制度を採用していますか？

はい(専用使用権者による通常使用権設定のみ)

登録の要件は何ですか？

対価の額の記載が必要

(ただし、原因書に記載のある場合に限る。)

契約証書や許諾証書等の原因書の提出が必要

その他

具体的に：

使用権の範囲を記載した書面(商品・役務、地域、期限)
商標権者の承諾が必要

いいえ

いいえ

2 - 11. マドリッド協定議定書への加入予定

マドリッド協定議定書に加入する予定はありますか？

ある(年 月頃の加入)

ない(理由：)

既に参加している(日本は、2000年3月14日に本議定書が発効、マドリッド協定議定書の加盟国となりました。)

2 - 12. オンライン商標出願

パーソナルコンピューターを用いた商標のオンライン出願が実施されていますか？

はい

いいえ（実施する予定はありますか？）

はい（ 年 月開始予定） いいえ

2 - 13. 商標情報データベース

次のうち公開されているものはありますか？（各種公報を除く）

該当するものにチェックし、概要を教えてください。

商標出願のデータベース

どのように公開されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他（ ）

何語で公表されていますか？

（日本語・英語）

商標登録のデータベース

どのように公開されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他（ ）

何語で公表されていますか？

（日本語・英語）

その他のデータベース

何のデータベースですか？

（日本国周知・著名商標（日本語・英語）、日本有名商標集（日本語））

どのように公開されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他（ ）

何語で公表されていますか？

（ 語）

上記のようなデータベースは公開されていない。

今後、公開される予定がありますか？

ある（ 年 月公開予定）

何のデータベースですか？

()

どのように公開されていますか？

紙面 CD-ROM インターネット その他()

何語で公表されていますか？

(語)

ない

2 - 14 . 今後の注力施策

今後、特に注力する施策があれば教えてください。

審査処理期間の更なる促進
模倣品対策
各国へのマドリッド協定議定書への加盟奨励

2 - 15 . 日本特許庁に対する要望事項

日本の特許庁への期待と注文等があれば教えてください。

以上でアンケートは終了です。ご協力誠にありがとうございました。